

ワシントン条約次回締約国会議での各種提案について

第18回ワシントン条約締約国会議が今年の5月23日から6月3日まで、スリランカのコロンボにあるバンダラナイケ記念国際会議場で開かれます。この会議に向けての締約国による提案提出締め切りが昨年12月24日でした。提案には附属書改正提案と決議案・決定案を含む審議用文書のふたつがあります。いずれも条約事務局のウェブページ上で見ることができます。これらのうち、おもな提案について、その概要を以下に説明します。なお、附属書I掲載は国際商取引禁止、附属書II掲載は政府の許可があれば国際商取引可能を意味しています。

イシナマコ類

イシナマコ類3種を附属書IIに掲載する提案で、EU28か国、ケニア、セネガル、セイシェル、アメリカが共同で提出しました。沖縄周辺を含む、インド・太平洋の熱帯・亜熱帯水域に分布しています。ナマコの1種がすでに附属書IIIに掲載されているほか、2002年以降、締約国会議や動物委員会でナマコに関する議論が続いてきました。今度の会議で、この附属書改正提案が採択された場合、その他のナマコ類も附属書に掲載するという途を開くことにつながるかもしれません。

サメ・エイ類

サメ類については、まだ条約の

対象種ではなかった1994年の締約国会議以来、議論が続いています。2009年の動物委員会では一連のサメ類が懸念のある種として特定されました。これまで、ホホジロザメ、ウバザメ、ジンベエザメ、シュモクザメ類、ヨゴレ、ニシネズミザメ、ハチワレ、オナガザメ、ニタリ、クロトガリザメがすでに附属書IIに、エイの仲間ではオニイトマキエイ類、イトマキエイ類が附属書IIに掲載されています。今度の締約国会議には附属書II掲載提案として、サメ類1提案(2種)、エイ類2提案(計16種)が提出されています。サメ類の内訳はアオザメとバケアオザメで、後者が類似種規定によるものです。エイ類としてはシノノメサカタザメ科(wedgefish)10種とサカタザメ属(guitarfish)6種です。

アオザメとバケアオザメは世界中の熱帯・温帯水域に広く分布しています。この提案は、バングラデシュ、ベナン、ブータン、ブラジル、ブルキナファソ、カーボベルデ、チャド、コートジボワール、ドミニカ共和国、エジプト、EU、ガボン、ガンビア、ヨルダン、レバノン、リベリア、モルジブ、マリ、メキシコ、ネパール、ニジェール、ナイジェリア、パラオ、サモア、セネガル、スリランカ、スーダン、トーゴによる共同提案です。EUは28か国ですので、合計55か国です。主提案国はメキシコです。国名からわかるように、内陸国のブータン、ブルキナファソ、チャド、ネパール、ニジェールも

共同提案国となっています。前回の締約国会議ではオナガザメとクロトガリザメの投票結果はそれぞれ賛成108+反対29、賛成111+反対30でした。仮に今回も賛成+反対が140か国だとすると、すでに約39%が賛成表明をしていることになります。残り85票のうち39票を確保すると賛成票が3分の2に達し、提案が採択されることになります。近年はサメ提案が否決されたことはなく、この提案が採択される可能性は高いことになります。

今回の提案には手続き的な問題がふたつ存在します。ひとつは、決議8.21によれば提案提出に際しては、提案種の分布国と事前協議が必要ということになっています。事前協議は提案国が直接おこなう場合と、事務局を通じておこなう場合の2つがあります。後者の場合は、締約国会議の330日前に提案を事務局に提出することが決まっています。今回は、事務局による分布国への通知であったため、提案国による直接の事前協議とは到底考えられません。330日前は昨年6月27日ですので、事務局からの通知が11月6日付であるのも解せません。エイ類2提案に至っては、事務局からの通知が11月22日付と12月3日付でした。もうひとつの問題は、事務局の通知のなかで、共同提案国に加わりたい国は12月24日まで知らせるようにと依頼したことです。長い条約の歴史のなかで、これら2点は今回が初めてのことで、

手続き的な瑕疵があったと言わざるを得ません。

シノノメサカタザメ科は、インド洋・太平洋西部の沿岸域を中心に分布しています。スリランカが主提案国で、バングラデシュ、ベナン、ブータン、ブラジル、ブルキナファソ、カーボベルデ、チャド、コートジボワール、エジプト、エチオピア、EU、フィジー、ガボン、ガンビア、インド、ヨルダン、ケニア、レバノン、モルジブ、マリ、メキシコ、モナコ、ネパール、ニジェール、ナイジェリア、パラオ、フィリピン、サウジアラビア、セネガル、セイシェル、スーダン、シリア、トーゴ、ウクライナが共同提案国となっており、合計で62か国です。提案書によれば、懸念のあるものが2種、その他8種が類似種となっています。

サカタザメ属は、アフリカ西部、地中海、インド洋北部の沿岸域を中心に分布しています。提案書では、懸念のあるものが2種、その他4種が類似種です。主提案国はセネガルで、バングラデシュ、ベナン、ブータン、ブラジル、ブルキナファソ、カーボベルデ、チャド、コートジボワール、エジプト、EU、ガボン、ガンビア、モルジブ、マリ、モーリタニア、モナコ、ネパール、ニジェール、ナイジェリア、パラオ、シエラレオネ、スリランカ、シリア、トーゴ、ウクライナが共同提案国となっており、合計で53か国です。

問題点をさらに挙げるとすると、共同提案国の数の多さです。アオザメ55か国、シノノメサカタザメ科62か国、サカタザメ属54か国であり、専門家からなる国連食糧農業機関（FAO）の専門家パネルの評価結果を待たずに、態度を決めていることを意味します。専門家パネルの役割が有名無実化していると言っているかもしれません。

因みに専門家パネルは、本年3月に公表された報告書において、アオザメについては、附属書Ⅱ掲載基準に合致しない、シノノメサカタザメ科とサカタザメ属については、合致するかどうかは不十分な証拠しかなく判断できないとしています。

ミナミシロサイ

2か国から提出されました。エスワティニ（旧スワジランド）のシロサイは附属書Ⅱに掲載されており、生きているサイとハンティングトロフィーの輸出が認められていました。今回の提案は、政府所有のサイ角と生きたサイから採られた角を輸出するためです。サイの角は私たちの爪や毛髪と同じく、切り取ってもまた生えてきます。サイの生息する保護区では国からの資金援助を受けていないことから、角の販売による収益をサイや他の野生生物の保全に使いたいというのが提案の趣旨です。

ナミビアのシロサイは附属書Ⅰですが、附属書Ⅱに移行することで、生きたサイとハンティングトロフィーの輸出を目指しています。ナミビアのシロサイは一旦絶滅しましたが、1975年に南アフリカから16頭のサイを再導入しました。保護活動の結果、現在の1,040頭前後まで頭数は増加しました。

ワニ類

ワニに関してはメキシコがアメリカワニの規制緩和を目指す提案を提出しました。アメリカワニは、キューバとコロンビアの個体群が附属書Ⅱに掲載されており、メキシコ提案が採択されれば3か国目のダウンリストとなります。

ワニ類はこれまで多くの種が附属書Ⅰから附属書Ⅱにダウンリス

トされました。つまり、国際商取引禁止だったものが可能になったのです。これは、その外見や危険性から動物権団体等からの反対運動が少なかったこともあり、締約国が理性的な判断を下すことができた結果と言ってよいでしょう。

ところが、最近になってこうした団体がワニ皮を使うメーカーや小売店に対して攻勢をかけ始め、シャネルは昨年12月にワニやトカゲなど爬虫類の皮を使った製品を製造することをやめると発表しました。2月には英国大手百貨店のセルフリッジズも販売を中止しました。

こうした動きは、ワニ保護に大きな打撃を与えるとして、国際自然保護連合（IUCN）種の保存委員会（SSC）の主要メンバーが一連の声明を発表しました。辺境の地に暮らしている人たちにとっては、ワニから経済的価値を取り去ってしまうことにより、人や家畜に危害を与えるだけの存在となり、駆逐されてしまうと言うのです。実際、多くのワニ類で国際取引が許可されたことによりワニの生息状況が大きく改善されました。ワシントン条約の数少ない成功例のひとつです。

ワニ類の附属書改正提案の採否には、これまでSSCワニ専門家グループの見解が強く影響してきました。今回も同グループは提案を支持するものと思われます。ただし、たとえダウンリストが実現したとしても、上記の動きが拡大すればワニ皮は行き場を失うことにもなりかねません。

キリン

これまで条約対象種でなかったキリンを附属書Ⅱに掲載する中央アフリカ、チャド、ケニア、マリ、ニジェール、セネガルによる共同

提案です。キリンの数は減っており、生息環境の消失、政情不安、肉目当ての密猟などが原因とされています。中央アフリカ、チャド、ケニア、ニジェールではキリンの狩猟を禁止しています。マリとセネガルでは絶滅したようです。これら提案国ではキリンが激減もしくは絶滅してしまっているのです。アフリカ全体としては、キリンの個体数は減少しており、IUCNのレッドリストでは危急種 VU に分類されています。ほかの多くの野生生物と同様に、南部アフリカでは増加していることが知られています。合法的狩猟を許している国々で数が増え、狩猟を禁止している国々では数が減っていることになります。つまり、国内問題がほとんどであり、国際取引を規制するワシントン条約の対象にしたとしても、その効果ははなはだ疑問です。

アフリカゾウ

ブルキナファソ、コートジボワール、ガボン、ケニア、リベリア、ニジェール、ナイジェリア、スーダン、シリア、トーゴの 10 か国による共同提案は、ボツワナ、ナミビア、南アフリカ、ジンバブエの附属書Ⅱ個体群を附属書Ⅰに移行することにより、アフリカゾウ全体を附属書Ⅰに掲載することが目的です。

一方、ザンビアは象牙を取引するための提案を提出しました。ボツワナ、ナミビア、南アフリカ、ジンバブエも象牙取引を目指した提案を提出しました。アフリカゾウはアフリカ全体では減少しているものの、南部アフリカでは一貫して増加傾向にあります。ゾウの問題は、同じ大陸の中に増えすぎている国と減りすぎている国が併存していることです。上記のキ

リンと同じように、アフリカゾウの保全に成功してきた国では合法的な狩猟を認めています。保全に失敗してきた国では、合法的な狩猟は認めていません。こうした立場の違いが現在の状況を招いたと言っただけかと思えます。ケニアほかの提案は、保全に成功している国に対して、失敗している国と同じ哲学を採用するようと言っていることに他なりません。

附属書改正提案ではありませんが、ブルキナファソ、コートジボワール、エチオピア、ガボン、ケニア、リベリア、ニジェール、ナイジェリア、シリアが共同で既存の決議 10.10 の改正案を提出しています。これは、象牙の国内市場がある国は例外なくすべての市場を閉鎖することを求める内容です。ワシントン条約事務局は、この決議案の内容は条約の範囲を超えており、決議 10.10 を変更するべきではないとコメントしています。

ウナギ類

ウナギ類のうちヨーロッパウナギはすでに附属書Ⅱに掲載されています。今回、ニホンウナギも含めいくつかのウナギが提案されるのではないかの予想もありましたが、附属書掲載提案は提出されませんでした。ただしウナギに関する議題があり、動物委員会と常設委員会による文書が提出されています。附属書に掲載されているヨーロッパウナギに関しては、原産国は無害証明（輸出国の科学当局による、輸出が資源に悪影響を与えないという助言）に関する研究結果を共有すること、順応的管理計画を策定すること、資源評価情報を共有すること、取引トレーサビリティを改善すること、シラスウナギの取引制限に関する情報を事務局に提出することを求める

内容です。さらに、ニホンウナギなど他種の前産国に対しては、保全管理措置をとること、分布国間で協力すること、資源量のモニタリングを実施すること、順応的管理計画を策定することなどを求めています。

宝石サンゴ類

宝石サンゴはこれまで 2007 年の第 14 回会議（2007 年）、2010 年の第 15 回会議の 2 回、附属書掲載提案が提出されています。いずれも否決されましたが、宝石サンゴに関する議論は続いています。2016 年の第 17 回会議の決定に従い、条約事務局が締約国に質問票を送付し情報を収集すること、国連食糧農業機関と協力して研究すること、研究結果を動物委員会で分析し、勧告を行うこと、さらに常設委員会はその勧告をもとに独自の勧告を今度の締約国会議に提示することなどが決まっていたものの、作業が遅れていたことから実質的な議論は先送りされるものと予想されます。

FAO 専門家パネルの評価

CITES と国連の専門機関である FAO との合意により、商業的に利用される海産種の附属書掲載が提案された場合に、提案の科学的・技術的な側面からの検討を FAO の専門家パネルが行い、CITES 事務局は、附属書掲載提案についての事務局の勧告を各締約国に通知する際に、FAO 専門家パネルの検討結果を考慮に入れることとされています。FAO 専門家パネルは本年 1 月 21 日から 25 日までローマの FAO 本部で開催されました。ここでは、附属書掲載が提案されている海産種についての FAO 専門家パネルの評価結果の概略をお知ら

せします。なお、本文は、<https://cites.org/sites/default/files/eng/cop/18/doc/E-CoP18-105-A-FAO.pdf> から入手できます。

【アオザメ、バケアオザメ】

アオザメを必ずしも絶滅危惧にはないが厳しく規制しないとそうなるかもしれない種として附属書Ⅱに掲載する提案、及び、バケアオザメを附属書Ⅱに掲載しようとする種（アオザメ）の類似種として附属書Ⅱに掲載する提案が出されています。FAO 専門家パネルは、いずれの提案も、既存のデータは、附属書Ⅱに掲載するための CITES の基準に合致するという証拠を示していないと結論づけています。

【サカタザメ類】

サカタザメ類については、ミナミサカタザメ属の 2 種を附属書Ⅱに、同属の残りの種全部を類似種として附属書Ⅱに掲載する提案と、シノノメサカタザメ科の 2 種を附属書Ⅱに、同科の残りの種全部を類似種として附属書Ⅱに掲載する提案が提出されています。FAO 専門家パネル

は、ミナミサカタザメ属については、CITES の附属書掲載基準に照らした結論をだすための証拠が十分でないとするともに、CITES 締約国は、これらに属するある種が根こそぎにされた例があること、多くの海域でこれらの種に対する適切な管理が行われていないこと、これらの種のヒレが国際取引において高い価値を得ていることに注意すべきであるとしています。シノノメサカタザメ科については、同様に、CITES の附属書掲載基準に照らした結論をだすための証拠が十分でないとするともに、CITES 締約国は、多くの海域でこれらの種に対する適切な管理が行われていないこと、これらの種のヒレが国際取引において高い価値を得ていることに注意すべきであるとしています。

【イシナマコ類】

イシナマコ類については、クロナマコ属のうち 3 種を附属書Ⅱに掲載する提案が出されています。FAO 専門家パネルは、提案された 3 種のうち、1 種については既存のデータでは CITES

の附属書掲載基準を満たしていない、別の 1 種については結論を得るには証拠が十分でない、残りの 1 種については基準を満たしているとしています。

おわりに

ここまで紹介してきた附属書改正提案と議題以外にも多くの重要な提案・議題があります。たとえば、テレビ番組を通じて人気者となったコツメカワウソを附属書ⅡからⅠに移す提案が出ています。絶滅したマンモスの提案まで出ています。ワシントン条約と地域社会や生計との関係、条約のレビューなど、ワシントン条約の在り方に関する根本的な問題に関する議題もあります。

ワシントン条約をめぐる傾向として、動物権団体とそれに影響された締約国の力が大きいことが指摘できると思います。この動きはすでに 30 年も前から始まっていることですが、年々その影響が大きくなっています。動物権は、真の野生生物保護とは相いれない考え方です。そうした団体は附属書Ⅱから附属書Ⅰへのアップリストを強く支持しています。

しかし、附属書Ⅰに掲載することで、野生生物と競合しながらも共存している地域住民から、野生生物保護のためのインセンティブである経済的価値を奪うことにもなります。新たに条約の対象にしたり、附属書Ⅰに掲載したりすることは、決して万能薬ではありません。時に劇薬と化すことがあります。重要なことは、何がその野生生物種の保護にとって最善かを正しく理解し、行動することです。そうした視点で、スリランカでの会議の経過を見守ってほしいと思います。



あなたもGGTの会員になりませんか

一般社団法人自然資源保全協会（GGT）は、趣旨に賛同する法人および個人のみなさまの入会を心からお待ちしています。協会の活動はみなさまの会費で支えられています。会員のみなさまには、定期的にニュースレターをお送りし、優先的にGGTフォーラムや国際会議、シンポジウムなどにご案内いたします。

年会費 個人正会員 1口 1万円/法人正会員 1口 10万円

個人賛助会員 1口 2千円/法人賛助会員 1口 5万円

お申し込み、お問い合わせは下記GGT ホームページの入力フォームからできます。

URL: <http://www.ggt.or.jp/join.html>

お問い合わせ 自然資源保全協会（GGT）Tel 03-5835-3917